

三人第55号の2
令和7年11月7日

三田市職員労働組合
執行委員長 田中 秀到 様

三田市長 田村 克世



2025年末一時金に関する統一要求書に対する回答について

令和7年10月29日付三市職労第6号による標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1. 2025年末一時金に関する統一要求書に対する回答

- ・ 別紙のとおり

2025年末一時金に関する統一要求書に対する回答

【総務部人事戦略課】

番号	要 求	回 答
1	基本要件 月収の2.81か月プラス2万円 支給日 2025年12月10日(水)	下記のとおり支給していきたい。 ただし、支給にあたっては令和8年3月までに継続協議する。 12月期 正規職員 期末手当:1.275月 勤勉手当:1.075月 計:2.350月 再任用職員 期末手当:0.725月 勤勉手当:0.525月 計:1.25月 ただし、勤勉手当の支給月数は人事評価結果により-0.1月から+0.1月間で変動する。 支給日:令和7年12月10日(水)
2	会計年度任用職員等に対する一時金を正規職員並に支給すること。	下記のとおり支給していきたい。 ただし、支給にあたっては令和8年3月までに継続協議する。 12月期 ①会計年度任用職員の期末手当については、1.275月とする。 ②会計年度任用職員の勤勉手当については、1.075月とする。
3	職務加算を撤廃し、算定基礎加算を改善すること。	職務加算措置については職務段階等に応じて支給するものであり、撤廃ないし変更することは考えていない。
4	勤勉手当の成績率による支給は行わず、全額期末手当とすること。	勤勉手当については、人事評価の結果及び勤務の状況に応じて適正に支給する。また、全額期末手当とすることは行わない。
5	新入職員の支給率を改善すること。	新任職員の支給率の変更は考えていない。